

令和3年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託業務名

令和3年度地域人権啓発活動活性化事業業務委託

2 事業の目的

本事業は、地域に密着した人権啓発活動として、県内のスポーツ組織と連携協力し、フェアプレーの精神等に基づいた人権啓発活動を行うことにより、県民に人権尊重の理念に関する正しい認識と人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

4 委託業務内容

- (1) スポーツ組織が実施するホームゲームを活用した試合会場における人権啓発活動の実施（1試合）
 - ア 人権啓発ブースの設置
 - イ 試合を活用した次の(ア)又は(イ)の人権啓発活動
 - (ア) 試合前のセレモニー実施（選手と人権キャラクター又は子ども達の入場、選手による人権メッセージのスピーチ等）
 - (イ) 試合休憩時間（ハーフタイム等）における電光掲示板を使用した選手による人権メッセージ等の放映、人権啓発活動の紹介、人権キャラクターのトラック内行進等
 - ウ 啓発物品の制作及び配布
 - エ その他、当該活動の周知・広報に係る取組み
- (2) 児童又は生徒を対象にした人権スポーツ教室の開催（1回以上）
 - ア 選手による人権講話
 - イ 選手によるスポーツの実技指導
 - ウ その他、当該活動の周知・広報に係る取組み
- (3) (1)及び(2)の来場者等へのアンケートの実施及び集計・分析

5 事業実績報告書の提出

受託事業者は、実施内容、アンケート結果等をまとめた事業実績報告書を提出すること。提出部数は、紙媒体3部及び電子媒体一式とする。

6 提案上限額

提案に当たっては、2,127,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額

とは異なる。

7 費用の積算

費用を算出するに当たっては、以下の積算の費目で行うこと。

- (1) 直接人件費
- (2) 直接経費
 - ア 謝金（人権スポーツ教室における選手、コーチ等に係る経費）
 - イ 消耗品費（啓発物品制作に係る経費を含む。）
 - ウ 印刷製本費（報告書等に係る経費を含む。）
 - エ 使用料及び賃借料
 - オ 広告費
 - カ その他必要経費（アからオまでの費目以外に必要な経費）
- (3) 再委託費（契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書にその内容が分かるよう記載すること。）
- (4) 一般管理費（(1)及び(2)の合計額の10パーセント以内の額とする。）
- (5) 消費税

8 業務の再委託の制限について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

※契約の主たる部分

- ア 契約金額の50パーセントを超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

- (2) 再委託の相手方の制限

指名停止の措置を受けている者、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲及び承認

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

※その他簡易な業務

- ア 資料の収集、整理

イ 撮影、画像の編集

ウ データの入力及び集計

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容について、実施段階において予算や諸事情によって変更する場合がある。
- (3) 受託者と県は、業務の進捗状況や業務内容等に関する打合わせを定期的を実施する。
- (4) 本事業において作成される報告書等の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (5) 本事業の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」に沿った対策を十分に講じた上で実施するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項で、必要な業務が発生した場合は、その取扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその他の事情により、事業内容や方法等の変更が必要となった場合は、その取扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。